別表第一　［略］

別表第二

Ⅰ．生命保険会社の場合（ただし、Ⅲ．の場合を除く。）

予定利率の区分	リスク係数
0.0％以下の部分	0.0
0.0％を超え、1.0％以下の部分	0.01
1.0％を超え、1.5％以下の部分	0.2
1.5％を超え、2.0％以下の部分	0.8
2.0％を超える部分	1.0

Ⅱ．損害保険会社の場合（ただし、Ⅲ．の場合を除く。）

予定利率の区分	リスク係数
0.0％以下の部分	0.0
0.0％を超え、0.5％以下の部分	0.4
0.5％を超え、1.5％以下の部分	0.6
1.5％を超え、2.5％以下の部分	0.8
2.5％を超え、3.0％以下の部分	0.9
3.0％を超える部分	1.0

Ⅲ．外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約の場合（ただし、規則第六十六条第二項の規定を適用する対象資産に対応する保険契約に限る。）

予定利率の区分	リスク係数
0.0％以下の部分	0.0
0.0％を超え、3.0％以下の部分	0.01
3.0％を超え、3.5％以下の部分	0.1
3.5％を超え、4.0％以下の部分	0.3
4.0％を超え、4.5％以下の部分	0.7
4.5％を超える部分	1.0

別表　［同上］

［別表を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。